

# 旅行条件書(抜粋)

※お申し込みの際には必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上、お申し込みください。

## 1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社西遊旅行(観光庁長官登録旅行業第607号)(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する企画旅行で、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行契約(募集型企画旅行契約の部)によります。

## 2. 旅行のお申込み

当社所定の申込書に記入の上、申込金50,000円を添えてお申し込み下さい。電話、郵便、ファクシミリ等での予約場合、予約申し込みの翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。旅行契約は、当社が契約の締結を受諾し、申込書及び申込金を受理した時に成立します。

## 3. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残金及び旅行手続諸費用は、ご出発の30日前までに全額(現金で)お支払いいただきます。

## 4. 旅行代金に含まれるもの

日程に明示した航空機(エコノミークラス航空運賃)・車・列車・船舶など利用交通機関の運賃及び料金、ガイド料金、入場料、宿泊料金(税・サービス料を含む)、食事料金、海外での空港使用料・空港税など。

## 5. 旅行代金に含まれないもの

超過手荷物料金、旅券代、査証代、注射証明代、保険代、手続代行料、洗濯代、電話代、酒・果物その他個人的性質の費用及びその他のサービス料等。運輸機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る(例: 燃油サーチャージ))、日本国内での空港使用料。その他、日程に明示された費用以外のもの。

## 6. 旅行契約内容

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

## 7. 旅行代金の変更

(1) 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、旅行代金の増加又は減少することがあります。旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。

(2) 当社は第6項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該旅行契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。

## 8. お客様による旅行契約の解除(旅行開始前)

(1) お客様は、別表第1に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金・申込金から取消料を差し引いて、払い戻しいたします。(2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い及びその他渡航手続き上の事由に基づきお取消しになる場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。

(3) ご変更及びお取消しにつきましては、営業時間内に当社にお申し出ください。

(4) お客様は次に掲げる場合においては、(1)の規定にかかわらず旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2左欄に掲げるものその他の重要なものであることに限りません。(2) 第7項-(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。④ 当社が旅行者に対し、旅行開始前日までに確定書面を交付しなかったとき。⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(5) お客様は旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

(6) (5)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他のものずで支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

## 9. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

(1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

① お客様があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。② お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。④ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。⑤ お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。⑥ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(2) お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、別表第1の取消料に相当する額の違約金を支払わなければなりません。

(3) 当社は(1)-(5)に掲げる事由により旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、出発日23日前(別表第1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日前)までに当該旅行を中止する旨をお客様に通知します。

## 10. 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、当社の募集型企画旅行契約の特別補償規定で定める金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

## 11. 旅程補償

(1) 当社は、別表第2左欄に掲げる契約内容の重要な変更(第7項-(2)のかつこ書に規定する以外の次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。

① 次に掲げる事由による変更 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置 ② 規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更 (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様お1人に対して1旅行につき旅行代金の15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、お客様お1人に対して1旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

## 12. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。※このほか当社では、サービス、キャンペーンのご案内、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 13. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2018年4月20日を基準としております。また、旅行代金は2018年4月20日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則または2018年4月20日現在国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しております。

別表第1 海外旅行に係る取消料

| 区 分  | 取 消 料     |
|--|-----------|
| 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出发地または到着地とする募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)           |           |
| イ. 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき(口から二までに掲げる場合を除く。) | 旅行代金の10%  |
| ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。)                          | 旅行代金の20%  |
| ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除く。)                             | 旅行代金の50%  |
| ニ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合   | 旅行代金の100% |
| 注:「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。                      |           |
| 備考:取消料の金額は、契約書面に明示します。   |           |

別表第2 変更補償金

| 変更補償金の支払いが必要となる変更   | 一件あたりの率(%) |       |
|---|------------|-------|
|   | 旅行開始前      | 旅行開始後 |
| 1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更   | 1.5        | 3.0   |
| 2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更   | 1.0        | 2.0   |
| 3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回らない場合に限りません。)  | 1.0        | 2.0   |
| 4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更   | 1.0        | 2.0   |
| 5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更   | 1.0        | 2.0   |
| 6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更  | 1.0        | 2.0   |
| 7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更  | 1.0        | 2.0   |
| 8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更  | 1.0        | 2.0   |
| 9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更   | 2.5        | 5.0   |
| 注1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。  |            |       |
| 注2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。 |            |       |
| 注3. 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。  |            |       |
| 注4. 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。   |            |       |
| 注5. 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。   |            |       |
| 注6. 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。  |            |       |

旅行企画・実施  
観光庁長官登録旅行業第607号



西遊旅行  
SAIYU TRAVEL Co.,Ltd.

【営業日時】

月～金曜日 10:00～18:30

※土・日・祝日・年末年始は休業いたします



0120-811391

< 東京本社 > 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-13-1 西遊ビル  
TEL.03(3237)1391(代) FAX.03(3237)1396

< 大阪支社 > 〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-15 梅田イーストビル4階  
TEL.06(6367)1391(代) FAX.06(6367)1966